

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、県が執行する建設工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事執行者 知事又はその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行する者をいう。

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。ただし、工事執行者が特に必要があると認める場合は、直営とすることができる。

- 2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。
- 3 直営工事に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平13規則78・一部改正)

(競争入札の参加者の資格等)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、知事の登録を受けた者でなければならない。

- 2 前項の登録（以下「入札参加登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた者であって、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の申請をしたものでなければならない。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に必要な資格の基準を別に定める。

(平13規則78・全改)

(入札参加登録)

第5条 知事は、入札参加登録を2箇年度に1回行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、入札参加登録を受けていない者が入札参加登録を申請した場合には、別に定める時期に入札参加登録を行うものとする。
- 3 入札参加登録の申請は、知事が指定した期間に行わなければならない。
- 4 入札参加登録を受けた者（以下「登録者」という。）の資格の有効期間は、知事が指定する入札参加登録の日から知事が第1項に規定する入札参加登録を行う日の属する年度の前年度の3月末日までとする。ただし、登録者が引き続き入札参加登録の申請を行った場合においては、その申請に係る登録の承認又は不承認の通知があるまでの間は、有効期間満了後においても有効期間

とみなす。

- 5 前4項に定めるもののほか、入札参加登録及び入札参加登録の取消しに関し必要な事項は、別に定める。

(平13規則78・全改、平15規則50・平17規則174・一部改正)

(入札参加登録業種の追加)

第5条の2 知事は、登録者の入札参加登録に係る建設業の種類追加の登録を別に定める時期に行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、入札参加登録に係る建設業の種類追加に関し必要な事項は、別に定める。

(平15規則50・追加)

(競争入札の実施)

第5条の3 工事執行者は、登録者を対象に競争入札を行わなければならない。

- 2 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めることができる。

(平13規則78・追加、平15規則50・旧第5条の2繰下)

(一般競争入札等の公告)

第6条 工事執行者は、一般競争入札又は入札参加者を公募する指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- (6) 入札執行の場所及び日時
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするところのある旨
- (9) 前各号のほか必要な事項

- 2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、工事執行者が、所定の掲示板等への掲示その他の方法により行う。

(平12規則131・平13規則78・一部改正)

(指名競争入札の指名等)

第7条 工事執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、登録者のうちから、別に定める基準に従い、5人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、5人未満とすることができる。

- 2 前項の場合においては、前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に

通知しなければならない。

(平13規則78・一部改正)

(見積期間)

第7条の2 入札公告及び前条第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の9第1項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(平13規則78・追加)

(入札保証金)

第8条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る入札金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

(平15規則50・全改、平16規則88・一部改正)

(入札保証金に代える担保)

第9条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 銀行又は工事執行者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

(平9規則45・一部改正、平13規則78・旧第10条繰上・一部改正、平18規則108・一部改正)

(入札保証金の免除)

第10条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札者が県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。
- (2) 入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合は、工事執行者は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(平13規則78・追加)

(入札保証金の還付)

第10条の2 工事執行者は、落札決定後速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により、契約保証金に充当することができる。

(平13規則78・追加、平18規則108・一部改正)

(予定価格)

第11条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価

格調書」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(昭53規則20・平13規則78・一部改正)

(調査基準価格)

第12条 工事執行者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、契約の相手方となるべき者の申込み価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としようとする場合は、あらかじめ、当該認めるときに該当するかどうかを調査するための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けなければならない。

- 2 工事執行者は、前項の規定により調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を記載しなければならない。

(平15規則50・全改、平16規則88・一部改正)

(最低制限価格)

第12条の2 工事執行者は、政令第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

(平13規則78・追加)

(予定価格等の取扱い)

第12条の3 工事執行者は、予定価格調書を封書にし、競争入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)に引き継がなければならない。

- 2 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。ただし、あらかじめ予定価格又は最低制限価格若しくは調査基準価格(以下「予定価格等」という。)を明らかにして入札を行う場合において、当該予定価格等は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、予定価格等は、入札公告又は指名通知に記載するものとする。
- 4 入札執行者は、開札の際予定価格調書を開札場所に置き、開札後に開封しなければならない。

(平13規則78・追加)

(入札の執行)

第13条 入札執行者は、別表の左欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる職にある者とし、同表の右欄に掲げる職にある者(当該職が置かれていない場合にあっては庶務を担当する班の班長を命ぜられた者とし、庶務を担当する班が置かれていない場合は入札執行者が指定する者)がその職務を代理することができるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札(以下

「再度入札」という。)を行うものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして行う入札については、再度入札は行わない。

3 再度入札の回数は、1回とする。

(平13規則78・全改、平15規則50・平19規則33・一部改正)

(入札等)

第14条 入札者又は代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書(別記様式)を工事執行者の指定した日時までに、指定の場所に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札者の委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により入札を執行する場合の入札書等については、知事が別に定める。

(平13規則78・全改、平17規則174・一部改正)

(入札の延期等)

第15条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(平13規則78・全改)

(入札者等の失格等)

第15条の2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

- (1) 入札期日において、政令第167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、第4条に規定する競争入札に参加する資格及び第5条の3第2項の規定により工事執行者が定めた資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、県から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしているとき(別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。)
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき(別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。)
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

- (9) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（平13規則78・追加、平15規則50・平16規則88・一部改正）

（入札の無効）

第16条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札者等が2以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

（平13規則78・全改）

第17条 削除

（平18規則54）

（随意契約の予定価格）

第17条の2 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要があり、かつ、予定価格を定める暇がないときは、この限りでない。

（昭53規則20・追加）

（随意契約）

第18条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- (2) 契約の相手方が特定人に限定されるとき。
- (3) 災害その他緊急を要する場合において、競争入札に付すことができないとき。
- (4) その他工事執行者が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴することを要しない。

- (1) 災害その他緊急を要する場合において契約しようとするときで、見積書を徴する暇がないとき。
- (2) 第11条第2項の規定により単価契約をした工事を行わせるとき。
- (3) 官公署と契約しようとするとき。
- (4) その他工事執行者が適当と認めるとき。

(昭53規則20・平15規則50・一部改正)

(契約の締結)

第19条 工事執行者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく別に定める契約書により契約を締結しなければならない。

2 工事執行者は、前項の規定にかかわらず、同項の契約の契約金（以下「請負代金」という。）の額が1件150万円未満の工事の契約を締結しようとする場合であって、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これに類する書面をもって契約書に代えることができる。

3 工事執行者は、落札者又は随意契約の相手方が正当な理由がなく工事執行者の指定する期日までに契約書に記名押印し、工事執行者に提出しないとき又は契約書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行わないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(平13規則78・全改、令7規則99・一部改正)

(公正入札違約金)

第20条 工事執行者は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第15条の2第1項第12号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴する。

2 工事執行者は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することができる。

(平13規則78・全改、平15規則50・一部改正)

第21条 削除

(平8規則44)

(契約保証金の額)

第22条 政令第167条の16第1項の契約保証金の額は、請負代金の額の100分の10以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、100分の30以上）の額とする。

2 工事執行者は、契約の変更により請負代金を増額した場合であって、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の額の100分の7.5（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、変更後の請負代金の額の100分の22.5）を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。

3 工事執行者は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第1項の規定にかかわらず、契

約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金の額を減額することができる。

4 第1項の契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 第9条各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（平8規則44・平13規則78・平18規則108・令5規則46・一部改正）

（契約保証金の免除）

第23条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が150万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項第1号に該当する場合には当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合には当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（昭43規則26・平8規則44・平10規則27・平13規則78・一部改正）

（契約保証金の還付）

第24条 工事執行者は、契約履行後速やかに契約保証金を還付するものとする。ただし、契約不適合責任義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

（平13規則78・令2規則111・一部改正）

（監督及び検査）

第25条 契約の適正な履行を確保するため工事の監督又は検査についての必要な事項は、別に定める。

（工事の着手等）

第26条 契約を締結した相手方（以下「受注者」という。）は、契約締結の日から10日以内に、別に定める着手届及び工事工程表を工事執行者に提出しなければならない。

2 工事執行者は、前項の工事工程表の内容が不相当と認めるときは、受注者に必要な措置を求めることができる。

（平13規則78・全改、平24規則46・一部改正）

（工事の下請負）

第26条の2 受注者は、契約を締結した工事（以下「請負工事」という。）に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

（平13規則78・追加、平24規則46・一部改正）

(工事の変更等)

第27条 工事執行者は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、受注者と協議してこれを定めるものとする。

2 前項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(昭43規則26・昭52規則14・平12規則131・平13規則78・平24規則46・一部改正)

(工事の完成届等)

第27条の2 受注者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を速やかに工事執行者に提出し、完成検査を受けなければならない。

(平13規則78・追加、平24規則46・一部改正)

(請負代金の支払)

第28条 受注者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払いを請求することができない。

(昭49規則21・平13規則78・平24規則46・一部改正)

(前金払)

第29条 工事執行者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金の額が1件150万円以上のものに限る。）に要する経費について、その工事の請負代金の額の10分の4の額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額で、前金払の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、受注者に保証事業会社と締結した公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）に係る前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 受注者は、前項の規定による前払金保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該前払金保証証書を寄託したものとみなす。

(昭49規則21・昭52規則14・昭57規則28・平8規則44・平10規則41・平13規則78・平16規則88・平23規則55・平24規則46・令4規則59・令5規則46・令6規則74・一部改正)

(中間前金払)

第29条の2 前条第1項の契約をした工事執行者は、当該契約に係る工事（請負代金の額が1件300万円以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の10分の2の額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額で、中間前金払（前条の規定による前払金に追加してする前払金をいう。）の契約をすることができる。

- 2 前項の場合において、工事執行者は、受注者に保証事業会社と締結した保証契約に係る中間前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。
- 3 第1項の規定による認定をするかどうかを判断するための基準については、別に定める。
- 4 受注者は、第2項の規定による中間前払金保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該中間前払金保証証書を寄託したものとみなす。

（平11規則52・追加、平13規則78・平23規則55・平24規則46・令5規則46・一部改正）

（部分払）

第30条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を越えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の金額まで支払うことができる。

- 2 前項の部分払の各会計年度における支払回数の限度は、その工事が前払金の支払を行うものであるときは次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数とし、前払金の支払を行わないものであるときは3回とする。

- (1) 中間前金払の支払を行う場合 1回
- (2) 中間前金払の支払を行わない場合 2回

（昭43規則26・昭52規則14・昭57規則28・平8規則44・平11規則52・平20規則66・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

（規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則及び告示は、廃止する。

県工事執行規則（昭和25年宮城県規則第3号）

県工事請負規則（昭和27年宮城県規則第9号）

県工事請負規則第9条の2の規定により最低制限価格を設ける必要のある工事の指定（昭和35年宮城県告示第638号）

（経過措置）

- 3 この規則施行の際、県工事請負規則第5条の規定による昭和39年度に係る入札参加申込書を提出している者は、この規則第5条の規定により競争入札参加申込書を提出した者とみなす。
- 4 この規則施行の際、県工事請負規則により契約を締結した工事で既に予算外義務負担及び繰越しの手続を了したものについては、なお従前の例による。

（昭和62年度の契約の締結の特例）

- 5 昭和62年4月1日から同年5月31日までに締結する契約（国庫補助金の交付を受けて施行する

工事に係る契約で、当該国庫補助金の交付決定がなされていないものに限る。)に限り、第19条の規定の適用については、同条第1項中「その決定した時」とあるのは「当該工事に係る国庫補助金の交付決定の日」と、同条第2項中「前項の期間内」とあるのは「当該落札者又は随意契約の相手方が決定された時から7日以内」とする。

(昭61規則22・追加、昭62規則17・一部改正)

(予定価格の入札執行前の公表)

- 6 工事執行者は、当分の間、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第11条第1項の規定に基づき封書にした書面に記載した予定価格を当該入札を執行する前に公表することができる。

(平10規則59・追加、平19規則33・一部改正)

別表（第13条関係）

（平16規則88・全改、平17規則123・平18規則54・平20規則66・令3規則110・一部改正）

区分	入札執行者	入札執行者の職務代理者
本庁	契約課長（財務規則（昭和39年規則第7号）別表第2支出負担行為の整理区分表（その1）の10の項に規定する支出負担行為に係るものについては、当該建設工事を所掌する課の課長（警察本部においては会計課長））	契約課契約管理専門監（入札執行者が契約課長に係るものに限る。）又は入札執行者の所属する課の総括課長補佐若しくは総括技術補佐（警察本部においては会計課管理官又は次長）
地方公所（財務規則第2条第2号の地方公所をいう。以下同じ。（工事の施行の権限をその長に委任されている地方公所に限る。））	当該建設工事を所掌する地方公所の長（仙台地方振興事務所にあっては、水産漁港部長、気仙沼地方振興事務所にあっては、水産漁港部長を含む。）	入札執行者の所属する地方公所に副所長（副署長を含む。以下同じ。）が置かれている場合にあつては副所長（複数の副所長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する副所長）又は総括次長（複数の総括次長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する総括次長）及び契約担当を命ぜられた次長、入札執行者の所属する地方公所に副所長を置かず、総括次長（警察署における次長を含む。）が置かれている場合にあつては総括次長（複数の総括次長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する総括次長）
出先機関（行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第25条第2項の出先機関をいう。以下同じ。（工事の施行の専決権限をその長が有する出先機関に限る。））	当該建設工事を所掌する出先機関の長	入札執行者の所属する出先機関に副所長が置かれている場合にあつては副所長（複数の副所長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する副所長）又は総括次長（複数の総括次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する総括次長）、入札執行者の所属する出先機関に副所長を置かず、総括次長が置かれている場合にあつては総括次長（複数の総括次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する総括次長）

入札書

年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職
氏 名

建設工事執行規則を守り、下記金額をもって請負したいから入札いたします。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也

5 入札保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也

附 則（昭和43年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和43年4月1日前にこの規則により改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和49年4月1日前にこの規則により改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約についてはなお、従前の例による。

附 則（昭和52年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年規則第71号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際昭和52年度において競争入札（この規則による改正後の建設工事執行規則第4条第1項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）に参加することができる資格を有する者は、昭和53年度においても競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

附 則（昭和53年規則第20号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年規則第43号）

この規則は、昭和59年7月16日から施行する。

附 則（昭和60年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第21号）

この規則は、昭和60年4月17日から施行する。

附 則（昭和60年規則第28号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第22号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第17号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条から第113条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成元年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第48号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第85号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第32号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第45号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第27号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第52号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第131号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第78号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の建設工事執行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成13年度の建設工事から適用する。ただし、新規則第4条及び第5条の規定は、平成14年度の入札参加登録の申請から適用する。

（経過措置）

2 改正前の建設工事執行規則第4条及び第5条の規定により平成13年度の競争入札参加資格を承認された者は、新規則第4条第1項に規定する知事の登録を受けた者とみなす。

（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける建設工事に係る建設工事執行規則の特例に関する規則の一部改正）

3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける建設工事に係る建設工事執行規則の特例に関する規則（平成7年宮城県規則第99号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年規則第62号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第50号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第88号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第123号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第174号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第54号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第108号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約（平成18年9月30日までに行われた入札の公告に係る契約にあっては、この規則の施行の日以後に締結されることとなるものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第33号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第66号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（平成23年3月11日以後に締結された契約を変更するものを含む。）について適用し、同月10日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第111号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の建設工事執行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の適用前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第110号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

附 則（令和4年規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年規則第46号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

- 3 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

附 則 (令和7年規則第99号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年規則第11号)

この規則は、公布日から施行する。